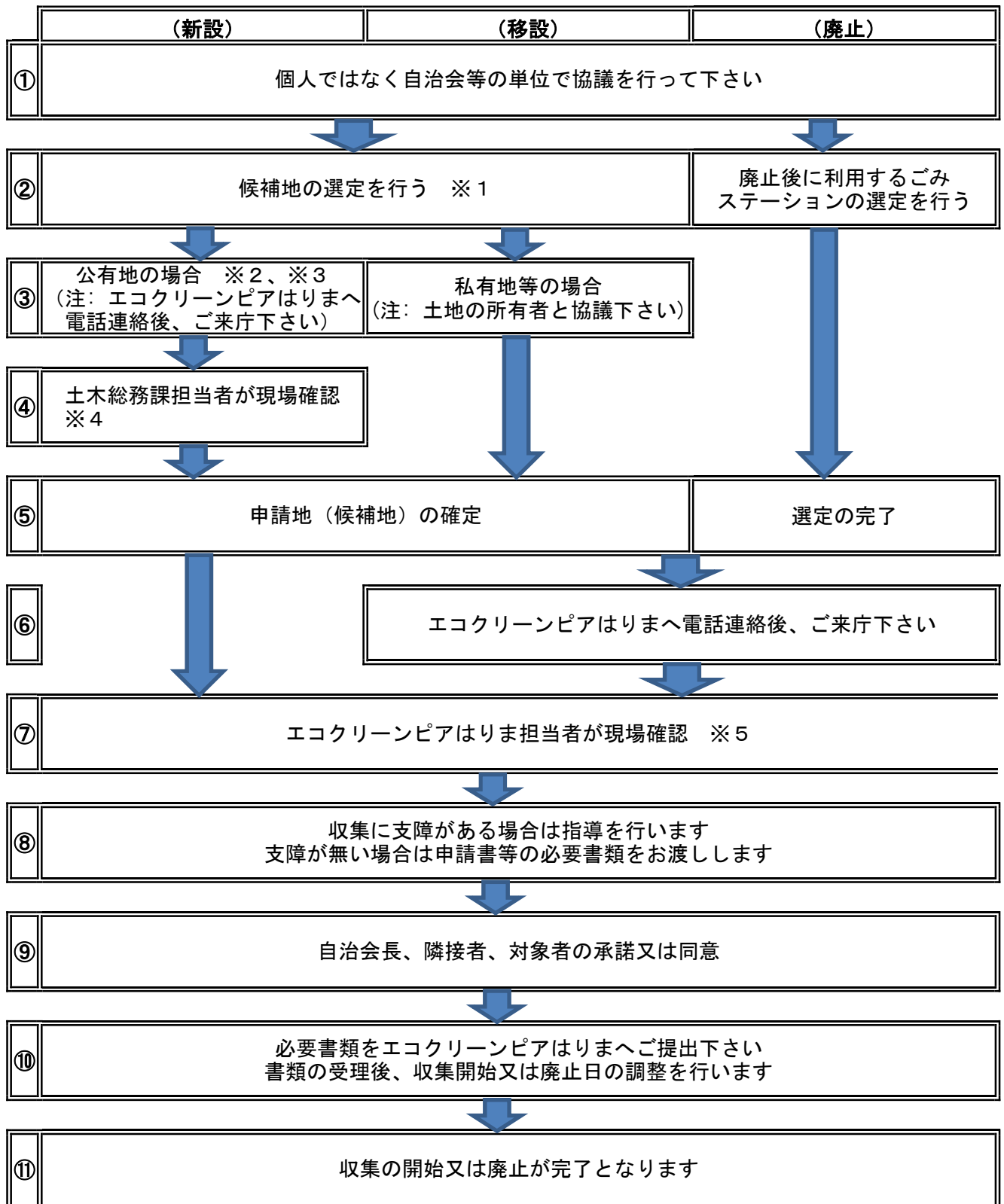


# ごみステーション新設・移設・廃止フロー



- ※1 ごみステーションの候補地は、高砂市ごみステーション設置及び維持管理に関する指導要綱に準じて選定を行って下さい。
- ※2 やむを得ず、水路に設置する場合は水利組合の承諾を得て下さい。  
(法定外公共物使用許可申請)
- ※3 申請窓口はエコクリーンピアはりまとなります。エコクリーンピアはりまから土木総務課へ現場確認を依頼します。(チェックシート使用)
- ※4 エコクリーンピアはりまから土木総務課へチェックシートの合議により、土木総務課で現場確認を行います。

※5 エコクリーンピアはりまが収集に支障がないか周辺状況を確認します。

||

||